

「包丁研ぎ器」商品形態・不正競争行為損害賠償請求事件：大阪地裁平成 22(ワ)2723・平成 23 年 8 月 25 日（民 26 部）判決<認容>

#### 【キーワード】

不競法 2 条 1 項 3 号，模倣，依拠，商品形態の実質同一性，商品形態の確保のための不可欠な形態，重大な過失，法 5 条 1 項の損害額，

#### 【主 文】

1 被告株式会社ジェイビーエスは，原告株式会社サンファミリーに対し，3 0 0 0 万円及びこれに対する平成 2 2 年 3 月 2 日から支払済みまで年 5 %の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 この判決は，1 項に限り，仮に執行することができる。

ただし，被告が 2 4 0 0 万円の担保を供するときは，その仮執行を免れることができる。

#### 【事実の概要】

1 前提事実（証拠等の掲記のない事実は当事者間に争いが無い。）

##### (1) 当事者

原告株式会社サンファミリーは，日用雑貨品の製造・販売を業とする株式会社である。

被告株式会社ジェイビーエスは，日用雑貨品の卸販売を業とする株式会社である。

##### (2) 原告商品

原告は，別紙商品目録記載 1 の包丁研ぎ器（以下「原告商品」という。）を，中国において委託製造の上，輸入し，平成 1 8 年 7 月 2 1 日以降，日本国内で販売している（甲 2 6 の 1 ，甲 4 5 ，弁論の全趣旨）。

##### (3) 被告商品

被告は，平成 2 0 年 4 月から，別紙商品目録記載 2 の包丁研ぎ器（以下「被告商品」という。）を，中国から購入（輸入）し，日本国内で販売している。

##### (4) 商品形態の同一性

原告商品の形態と被告商品の形態は，実質的に同一である。

#### 2 原告の請求

原告は，被告商品の販売が，不正競争防止法（以下，単に「法」という。）2 条 1 項 3 号に該当することを理由に，損害賠償内金 3 0 0 0 万円及びこれに対する不正競争行為の後である平成 2 2 年 3 月 2 日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年 5 %の割合による遅延損害金の支払を求めている。

#### 3 争点

- (1) 被告商品の形態は，原告商品の形態を模倣したものか（争点1）
- (2) 被告商品の形態は，商品の機能を確保するために不可欠な形態か  
（争点2）
- (3) 被告は，被告商品の購入時に，被告商品の形態が原告商品の形態を模倣したものであることを知らず，かつ，知らないことにつき重大な過失がなかったか  
（争点3）
- (4) 損害額（争点4）

【判 断】

1 争点1（被告商品は，原告商品の形態を模倣したものか）について

(1) 原告商品の開発経緯

ア 証拠（甲4，甲36の1・2，甲44，45，証人P1，以下個別に掲記した証拠）及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

（ア）原告は，平成18年4月初めころ，株式会社小林工具製作所のダイヤモンド研ぎ器が売れているとの情報を入手し，原告においてもダイヤモンド研ぎ器を販売することを企画した。

株式会社小林工具製作所のダイヤモンド研ぎ器は，柄部はまっすぐな棒状であり，刃部は，三角形で，表裏が直面又は曲面で形成され，柄部との接合部近くで折曲されている形態のものであったが，原告商品については，柄部は女性でも握りやすい波形で，刃部は折曲していない形態とすることになった。

（イ）原告は，原告商品について，サイズ別（大・小）の原案図を作成した上，同年4月13日にダークホース社に送付して見積を依頼し（甲1の1・2），刃部の材質（ダイヤモンド粒子でのメッキ加工）を示すためのサンプルも交付した。

ダークホース社は，同月24日，原告商品の金型費及びサイズ毎の商品価格に係る見積書を提出した（甲25の1）。

（ウ）また，原告は，特許事務所に対し，原告商品の構造上の特徴や形態について，他社の特許・実用新案権及び意匠権と抵触しないかの調査を依頼した。

上記特許事務所は，同年5月9日付けで，原告商品について，構造上の特徴は既に公知で，かつ，権利期間が満了しているものであり，意匠も同様であり，実施可能であるとの調査報告書を提出した（甲43）。

（エ）ダークホース社は，同年5月31日，原告に対し，原告商品の図面を送付した（甲2）。

そして，原告から金型が発注された後，同年6月12日ころまで，原告とダークホース社との間で，試作品をもとに，完成品の形状や品質についてや

りとりが行われ（甲3，39～42），原告商品の形態が確定した。

（オ）原告は，同年6月20日以降，原告商品について，サンプル品として輸入するようになり（甲48～53の各1・2），同年7月20日から大量生産を始め，同月21日から日本国内での販売を開始した。

イ 以上の事実からすれば，原告商品は，原告がその形態を考案して開発し，製造販売したものと認められる。

被告は，原告が費用（金型代）を負担していないと主張するが，法2条1項3号の立法趣旨の1つが，開発者に対し，投下資本回収の機会を与えることであるとしても，金型代の出損自体は，同号の保護を受けるための必須要件ではない。しかも，本件においては，前記アのとおり，金型代の見積が取られ，その後，現実に原告商品が大量生産されているのであるから，金型代は支払われたものと認められる。

（2）他の開発者の存在について

これに対し，被告は，原告商品の開発者は原告ではないと主張するとともに，原告商品には先行商品が存在すると主張している。原告商品の開発者が原告であったとしても，原告商品が先行商品と実質的に同一である場合は，被告商品が原告商品の形態を模倣したものとはいえなくなる場合があるので，以下，検討する。

ア A社について

A社作成の「事情経過説明」と題する書面（乙13の1・2）には，2006（平成18）年11月27日に，原告からの委託に基づき原告商品のサンプルを作成したものの，注文もなく費用の支払もなかったので，自社の資金と労力により製造・販売を行った旨が記載されている。

しかしながら，前記（1）認定のとおり，原告商品は原告が開発したものであり，平成18年7月21日には日本国内で販売されていたと認められるところ，A社が製造・販売したという商品は，これに後れるものである。

そもそも，上記書面の内容をみても，A社は，商社を通じて，原告から図面とサンプルの提供を受け，試作品を製造したというだけであって，原告商品の形態の開発について何らかの貢献をしたわけでもないことが認められ，A社に，原告商品の形態について，何らかの権利が発生することを理由づける記載はない。

イ B社について

（ア）原告商品

被告は，原告商品の当初製造工場がB社であると主張する。

確かに，B社作成の状況説明書（乙15の1の1・2）には，2006（平成18）年7月から，ダイヤモンド研ぎ器を製造・販売していることが記載されており，B社の商品が撮影されたと思われる写真には，原告商品と

実質的に同一性があると思われる商品も存在しているが（乙15の2の1の中段左から2番目の商品）、上記商品が、いつころ製造されたものかは明らかでない（写真の撮影時期は、乙15の1の1の作成時ころであると推測される。）。

また、B社は、上記状況説明書において、原告から依頼を受けたというA社（乙13の1・2）や、ダークホース社から依頼を受けたというC社（乙16の1・2）とは異なり、原告ないしその関係者から製造依頼を受けたとは述べておらず、他に、製造、販売に至った具体的な経緯についても述べていない。

なお、被告は、原告商品の当初製造工場はB社であると主張しているところ、原告は、別会社であると否定しており、上記状況説明書の記載からも、B社が、原告商品の当初製造工場であることを窺わせるような事情は見あたらない。

そうすると、上記状況説明書が、B社が原告商品を2006（平成18）年7月ころに製造を始めたことの裏付けとはならず、原告商品を最初に製造した工場がB社であるとは認められない。

#### （イ） B社の商品

なお、B社作成の状況説明書（乙15の1の1・2）には、2006（平成18）年7月から、ダイヤモンド研ぎ器を製造・販売していることが記載されているが、仮に、これが、原告商品と実質的に同一性があると思われる商品（乙15の2の1の中段左から2番目の商品）のことであり、かつ、原告商品と関係なく、B社が独自に製造したという趣旨のものであるとしても、いつころ上記商品を製造したのかを裏付ける資料はない。

また、B社が作成した商品（上記商品）は、一見すると、原告商品と酷似しているが、これが偶然の一致と考えることは困難であり、どちらかが、どちらかを模倣したものであるべきであるが、少なくとも、上記状況説明書に記載された時期にB社が中国国内で製造、販売を開始したものを、原告が、模倣し、B社と同じ時期である平成18年7月から日本国内で販売することは不可能というべきである。

したがって、B社が、平成18年7月時点において、原告商品と実質的同一性のある商品を製造していたことを認めることもできない。

#### ウ C社商品

C社作成の「事情経過説明」と題する書面（乙16の1・2）には、2005（平成17）年3月にはC社商品（LX-0809）が開発されていたと記載されているが、C社商品は、刃部が三角形ではなく（乙16の1・2添付の右上の写真の商品）、その形態において原告商品と大きく異なっている。

また、上記書面によれば、刃部が三角形で柄部が波形の商品は、C社が原

告商品の製造依頼を受けた平成18年11月6日においても、未だ開発計画  
中だったというのであるから、仮に、その後、C社の上記商品が開発された  
としても、原告商品に後れるものである。

## エ E社商品（D社製造品）

### （ア）原告商品とE社商品の形態の比較

原告商品の最終図面（甲2）によれば、原告商品は、全長271mm（刃部  
158mm，柄部113mm），最大幅（柄部の中央部分）30mm，金属部分の  
厚さ4mm，柄部後端部の穴の径10mmである。

また、E社商品の設計図面（乙23の1）によれば、E社商品の半製品  
（金属部分）は、全長271mm（刃部154mm，柄部117mm），最大幅  
（柄部の中央部分）29.7mm，厚さ3.6mm，柄部後端部の穴の径9.5mm  
ないし10mmであり、原告商品の寸法と酷似している。

また、原告商品（完成品）とE社商品の金属部分（半製品）とを比較して  
も、金属部分の形状は酷似している（甲55の1～5，乙26の1～5。な  
お、証人P1〔10丁〕によると、原告商品では金属部分の製造工程におい  
て、研磨することにより形状を整えることが予定されており、その際、個体  
によって微妙な違いが生じることが予想される。）。

このように、両図面に記載された商品は、偶然の一致とは考えられない程  
度まで、酷似しており、原告商品とE社商品は、どちらかがどちらかを模倣  
したものと考えられる。

### （イ）原告商品の開発経緯

そこで、原告商品の開発経緯についてみると、前記(1)アのとおり、原告  
商品の最終図面（甲2）には、その元となった、原告作成の原案図（甲1の  
1・2）が存在する。そして、同原案図によれば、原告商品（大）は、全長  
255mm（刃部155mm，柄部100mm），最大幅（刃部と柄部の境目部  
分）25mm，金属部分の厚さ4.5mm，柄部後端部の穴の径10mmであり、  
E社商品の設計図面と比較すると、刃部の長さがほぼ同じであるのに全長は  
短く（つまり、柄部だけが短い。）、刃部と柄部の境目部分が最も幅広にな  
っているなど、全体的な印象を異にする。

したがって、上記原案図を出発点に開発された原告商品が、E社商品を模  
倣したものと考えることは困難である。

### （ウ）E社商品の設計・製造・販売の時期について

E社からD社に渡されたというE社商品の設計図面（乙23の1）には、  
原告商品の最終図面（甲2）とほぼ同じ形態の、柄部に板が取り付けられる  
前のダイヤモンド研ぎ器（金属部品のみ）の半製品）の図が記載されている。

そして、E社によれば、E社商品は、2004（平成16）年に、中国国  
内の販売企業から依頼を受けて設計したものであり、D社に図面をFAX送

信して、金型と金属部品を注文し、同年に販売を開始したとされている（乙29）。

しかし、設計図面については、原告商品は、開発経過に加え、平面図、側面図、断面図が存在するが、E社商品は、平面図しかなく、いかにしてその平面図となったかについての開発経過を示す資料はない。この点について、同図面を保管していたD社においては、5年ごとに各書類を処分しているというが、他の図面は処分済みであるというのに、平面図だけが残っている（乙27）というのも不自然である。

また、E社は、E社商品の設計時期及び販売開始時期について、被告に送付したメールでは、いずれも1999（平成11）年と記載していたところ、上記FAX送信の日が2004（平成16）年9月5日となっていることとの整合性を被告から指摘されて、いずれについても2004年と修正している。これに対して、D社によれば、E社商品の設計図面をもらったのは、日付は覚えていないが2004年の年末であり、その後、金銭のやりとりがあって、2005（平成17）年4月から、金型の製作をスタートし、金属部品のみ半製品を生産して、E社と、他の組立工場数社に販売したとされている（乙23の1～3、乙27、被告代表者）。特に、生産開始時期については、D社は、間違いなく2005年であるとしている（乙27）。

なお、上記設計図面（乙23の1）には、送信日付として「Sep. 06 2004 06:18（これに続く記載は不鮮明であるが、被告代表者は、午前と供述する〔被告代表者本人2頁〕。）」と印字されているが、簡単に希望する日時を設定することができることや、送信元や送信先が不明であるため、その入手経路が文書自体（後に加えられた書き込みは除く）からは分からないことに照らすと、上記設計図面の存在を重視することはできない。

このように、E社商品の設計・製造・販売の時期について、これを裏付ける証拠に不自然さを有するだけでなく、D社とE社の述べるところは食い違っている。

#### （エ） E社商品の製造・販売の状況について

D社は、2005年だけでE社商品を16万個販売したといい（乙27）、E社は、2004年以降、E社商品を、日本とドイツにおいて100万個販売したというが（乙32）、E社商品は、E社の主力商品とはされておらず（甲58、乙29の別紙3枚目）、上記販売個数を裏付ける証拠の提出はない。

また、E社の社名は、現在は「江陰市多菱工具有限公司（Jiangying Duoling Tools Co., Ltd）」であるが（乙29）、D社に図面を送付したとされる2004年当時は「江陰市砂輪厂」である（乙27）。そして、E社のウェブサイト（甲58）では、商品の写真に旧社名が表示されているもの

や、新旧両方の社名が表示されているものが存在しており、このような商品は、社名変更前に製造・販売されていたものと考えられる。ところが、E社商品については、商品の写真に現社名（英語表記）しか表示されておらず、2004年当時に販売されていたとは考えにくい。

(オ) 検討

前記(イ)認定のとおり、原告商品は、その開発の経緯及び製造・販売の開始時期がはっきりしている一方、前記(ウ)のとおり、E社商品は、設計・製造・販売の時期がはっきりしない。

さらに、原告商品は、前記(イ)のとおり、原告の発案により開発されたものであり、E社商品の模倣品ではないと認められる一方、E社商品は、2004年ないし2005年から、国内外で数多く製造・販売されていたはずであるのに、前記(エ)のとおり、その流通過程、販売実績などは明らかでない。

これらのことからすれば、E社商品が原告商品に先行して製造・販売されていたとは考えがたい。

オ 新盛鎖業の商品

新盛鎖業作成の「事情経過説明」と題する書面（乙30の1）には、添付画像（原告商品）のような商品を、2005（平成17）年8月に江蘇省の商人から20個購入し、浙江省義烏の福田市場の店舗で展示販売し、すべてを株式会社フジキンに販売したことが記載されている（乙30の2）。また、株式会社フジキン作成の事情説明書（原告商品の画像添付）にも、これに沿った記載がある（乙31）。

しかしながら、新盛鎖業が取り扱った商品が、実際にどんな形態であったかは明らかでなく（例えば、日本直販が、原告商品の写真を添付して行われた弁護士法23条の2第2項に基づく照会に対し、これと類似の包丁研ぎ器であると回答した商品は、原告商品と実質的同一性があるとは言い難い形態のものである〔乙18の1・2、乙20の1・2〕。）、上記各書面の記載をもって、原告商品と実質的同一性がある先行商品が存在していたとは言い難い。

(3) 被告商品の製造経緯

証拠（甲45、乙13の1・2）及び弁論の全趣旨によると、原告は、ダークホース社以外の商社を通じ、A社に対し、原告商品のサンプルの製造を依頼したが、その時点では、発注するに至らなかった。その後、ダークホース社から値上要請を受けたことから、別の商社を通じて、A社に対し、原告商品の製造を委託したが、不良品が多く、一旦、A社に対する委託を中止した。

上記委託製造の開始時期は、原告作成の商品別仕入履歴表（甲45）によると、平成19年1月ころであったことが窺える。

被告は、その後の平成20年4月ころ、A社から、原告商品と実質的同一で

ある被告商品を購入（輸入）し、日本国内で販売するようになった（前提事実（3））。

通常、生産を委託された場合に、同じ金型から製造した商品を委託した者以外の者に譲渡することが許されるとは考えにくいところである。仮に、A社が原告商品を他に供給してはならない旨の義務を課せられていなかったとしても、A社としては、原告商品を単に製造しているだけで、同商品の形態について、法2条1項3号の権利を有しない以上、A社が、日本国内で原告商品を販売することは、法2条1項3号に該当する行為というべきである。A社から原告商品と同じ商品を購入し、日本国内において販売する行為は、他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない場合を除き、同じく、法2条1項3号に該当するというべきである。

なお、被告従業員が被告代理人に送信したメール（乙10）によると、A社が原告との取引を始めたのは、平成21年6月15日とある。仮に、これが真実であるとする、むしろ、平成21年6月15日までの間、A社としては、原告に無断で、原告商品に依拠して、その形態を模倣し、これを被告に販売していたことにほかならない。

#### (4) 結論

以上のとおり、原告商品は、原告が開発したものと認められる一方、これと実質的に同一性のある先行商品が存在していた事実は認められない。

そして、原告商品と被告商品とは、同一形態のものであり（争いが無い。）、原告商品の試作品を製造しただけの製造元であるA社が、被告商品を製造しているのであるから、被告商品は、原告商品に依拠して作成された模倣品であると認められる。

2 争点2（被告商品の形態は、商品の機能を確保するために不可欠な形態か）について

研ぎ器には、多種多様な形態の刃部及び柄部並びにその組合せが考えられ、実際にも、多種多様な形態の商品が市場に流通している（甲43、44、46、甲47の2・3、乙6の1・2、乙16の1・2の別紙、乙21）。

そして、各研ぎ器は、いずれも、研ぎ器としての機能が確保されているからこそ市場に流通していると考えられるのであって、被告商品の形態のみが、商品の機能を確保するために不可欠な形態であるということとはできない。

なお、被告は、原告商品の形態は、ありふれたものであると主張するが、証拠上、原告商品の販売開始時において、原告商品の形態がありふれたものであった事実は窺われない。

3 争点3（被告は、被告商品の輸入時に、被告商品の形態が原告商品の形態を模倣したものであることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がなかったか）について



被告は、被告商品の取扱いを開始した経緯について、浙江省義烏の福田市場で商品を発見し、製造元であるA社を探し出して売買契約を締結したと説明しているが(乙17)、この事実は、被告が、原告商品を知らなかったことを裏付けるものではなく、知らなかったことについて重過失がなかったことを裏付けるものでもない。

また、被告は、被告商品の売買契約を締結するにあたり、A社に対し、同社が同商品に関するすべての権利を有していることを直接確認したと主張し、被告代表者はこれに添う供述をするが、売主の言を信じたというだけでは、商品の輸入販売を行う業者として、重過失がなかったということとはできない。

そもそも、現時点でも、A社の説明する内容(乙13の1・2)は、A社が原告商品の形態について何らかの権利を取得する説明となっていない(前記1(2)ア)にもかかわらず、被告としては、A社に対し、その説明する内容の根拠について、何ら確かめることをしなかったものである。

そして、被告商品の輸入にあたり、被告が、商品の権利関係について自ら何らかの調査を行った事実は認められないから、むしろ、被告は、輸入業者としての、基本的な注意義務さえ怠っていたと評価できる。

以上のことからすれば、被告が、被告商品の輸入時に、被告商品の形態が原告商品の形態を模倣したものであることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がなかったとは認められない。

#### 4 争点4(損害額)について

前記3のとおり、被告は、被告商品に係る権利関係について、自ら調査を行わないまま被告商品を販売していたのであるから、不正競争を行って原告の営業上の利益を侵害したことについて過失があるといえ、法4条に基づく損害賠償義務を負う。

そして、原告は、法5条1項の推定による損害額を主張しているので、以下検討する。

##### (1) 被告商品の譲渡数量 9万7808個

前記1(1)認定のとおり、原告商品の販売開始日は平成18年7月21日であるところ、被告は、同日から3年以内である平成21年7月20日までの間に、被告商品を下記アないしカのとおり、合計9万7808個販売したと認められる。

ア 株式会社セシールによる小売分 1645個(乙8)

イ 株式会社ミスターマックスによる小売分 1万8241個(甲31)平成20年9月から平成21年7月まで(11か月間)の販売個数(1万8852個)から、返品数(3個)と、平成21年7月21日から同月31日まで(11日間)に販売されたと推定できる個数(608個)を控除したものの。

〔計算式〕 $(18,852 - 3) - (18,852 - 3) \div 11 \times 11 \div 31 = 18,241$

- ウ 株式会社カネヒロによる小売分 96個(甲32)
- エ 株式会社ネットプライスによる小売分 1833個(甲33)
- オ ハーマンズ株式会社による小売分 768個(甲34)
- カ 上新電機株式会社による小売分 7万5225個(甲35)

(2) 原告商品の単位数量当たりの利益

原告商品の単位数量当たりの利益は、下記アからイを控除した742.5円と認められる。

〔計算式〕 $1,264 - 521.5 = 742.5$

- ア 販売単価(平成21年7月20日までの平均) 1264円  
売上額 2億5282万5463円(甲26の1~36)  
販売個数 19万9982個(甲26の1~36)

〔計算式〕 $252,825,463 \div 199,982 = 1,264$

- イ 変動経費(平成21年5月28日までの平均) 521.5円

原告商品は、輸入時において、既に包装済みであり(甲25の1)、原告が行っていたのは販売のみと考えられるから、法5条1項の計算にあたって控除すべき変動経費となるのは、仕入代金(包装込み)、輸入費用、販売先への輸送費である。

なお、被告は、これらの費用に加え、一般管理費、広告宣伝費、ニーズへの支払、金型代なども控除すべきと主張するが、これらは、前記アのとおり既に原告商品を大量に販売していた原告が、被告商品の譲渡数量分を追加販売するために必要な費用であるとは認められない。

したがって、原告商品1個当たりの変動経費は、下記仕入単価及び国内輸送費の合計521.5円と認められる。

仕入単価 514円(海上運賃及び輸入手続費用込み[弁論の全趣旨])

仕入額 1億0279万9194円(甲45)

仕入個数 19万9696個(甲45)

〔計算式〕 $102,799,194 \div 199,696 = 514$

国内輸送費 7.5円(甲57)

〔計算式〕 $514 + 7.5 = 521.5$

- ウ 販売することができないとする事情

被告は、原告商品と被告商品とは大きな価格差があるところ、包丁研ぎ器は生活必需品ではなく、価格差が需要量に決定的影響を与えるから、原告は被告商品の譲渡数量分の原告商品を販売することができなかつたと主張するので、この点について検討する。

被告商品の小売価格は、税込み940円から2079円であるところ(甲24の1~11, 甲28の1~3, 甲29, 30)、原告商品の小売価格は、税込み2394円から3990円である(甲23の1~4)。したがって、

被告商品の販売価格帯は、原告商品の販売価格帯の4割ないし5割程度といえる。

また、原告商品の競合品（被告商品以外で、原告商品の形態を模倣したと思われる商品は除く。）も相当数販売されていたことが窺われる（前記2）。

一方、原告商品は、研ぎ器において、多種多様な形態の商品が存在し（前記2）、原告商品とは異なる形態の売れ筋商品も存在した中で（前記1(1)ア(ア)）、前記アのとおり3年間で約20万個を販売している。

特に、被告商品の販売先の1つである株式会社セシールについては、原告商品の販売先でもあったところ、安価な被告商品に乗り換えられたことが認められる（甲44）。

このような市場の状態を前提とすれば、上記程度の価格差や競合品の存在をもって、「販売することができないとする事情」を認めることができるが、これを過大に評価することはできず、多くともその3割程度を越えることはないというべきである。

### (3) 損害額

以上のとおりであるから、原告の損害は、被告商品の譲渡数量9万7808個（前記(1)）に、販売することができないとする事情を考慮して、7割を乗じた数量に、原告商品の単位数量当たりの利益742.5円（前記(2)）を乗じた5083万5708円と認められる。

〔計算式〕 $742.5 \times 97,808 \times 0.7 = 50,835,708$

### 結 論

よって、原告の請求は理由があるからこれを認容し、主文のとおり判決する。

### 【論 説】

1. 不競法における商品形態の侵害事件には、中国製品の輸入品が多いことが本件においても証明された。本件の当該商品は、最近、一般家庭でも普及している「包丁研ぎ器」であり、被告の模倣商品が原告の商品形態に依拠し、これを模倣したものであるかが争点の一つとなった。

まず、原告による原告商品の開発経緯が問われたところ、平成18年4月初めの頃に、訴外株式会社小林工具製作所のダイヤモンド研ぎ器が売れているとの情報を入手し、原告においても同様の研ぎ器を販売することを企画したという。そこで、原告は、柄部と刃部から成る全体の形態を独自に創作したサイズ別（大・小）の原案図を作成し、ダークホース社（商社）に送付して見積りを依頼し、刃部の材質を示したサンプルも交付した。ダ社は原告商品の金型費及びサイズ毎の商品価格に係る見積書を原告に提出した。

また、これは重要な事項であるが、原告は特許事務所に依頼して、原告の商品形態について、特許、実用新案及び意匠の登録有無の調査をした。

原告は、原告商品についてのサンプル品を輸入するとともに日本国内での販売を開始した。

2．これに対し被告は、原告商品の開発者は原告ではなく、他に存在すると主張した。これに登場する他者とは、A、B、C、E（D）の各社であったが、A社作成の「事情経過説明書」、B社作成の「状況説明書」、C社作成の「事情経過説明書」、E社の設計図面などを参照しても、いずれからも、原告商品は原告が開発したとの主張を否定する証拠は出なかった。

したがって、原告商品の試作品を製造しただけの製造元のA社が、被告商品を製造している以上、被告商品は原告商品に依拠して製作された模倣品であると認定されたのである。

3．また、裁判所は、被告は売主である製造元のA社の言葉を信じたというだけでは、商品の輸入販売業者として重過失がなかったということとはできないと認定した。

被告はまた、被告商品の輸入に当たって、商品の権利関係について自ら何らかの調査をした事実は認められないから、被告は輸入業者としての基本的な注意義務を怠っていたと評価できると認定したが、このような認定判断は、わが国における輸入業者に対する大きな警句となっているといえる。

4．問題は、原告に与えた損害額の算定にあった。それは、両社の価格差の大きさにあり、被告商品の小売価格は税込み940円～2079円であったのに対し、原告商品の小売価格は、税込み2394円～3990円であったから、前者の販売価格帯は後者のその4割～5割という。また、小売店では、高価な原告商品から安価な被告商品に乗り換えた所もあったという。

その結果、裁判所は、原告の損害額については、被告商品の譲渡数量に7割を乗じた数量に、原告商品の単位数量当たりの利益額を乗じた金額をもって認定したのである。

この辺りに、裁判所の苦勞も感じられるが、妥当というべきであろう。しかし、原告としてはこの位の損害賠償額では納得することができないであろう。

〔牛木 理一〕

## 別 紙

### 商 品 目 録

#### 1 包丁研ぎ器「ダイヤモンドシャイン」

商品形態は、別紙写真 1 ないし 5 のとおり

#### 2 包丁研ぎ器「キレール」

商品形態は、別紙写真 6 ないし 10 のとおり

(別紙写真 5 及び 10 は掲載省略)

別紙写真 1

正 面



別紙写真 2

背 面



別紙写真3

側 面





別紙写真 4



別紙写真 6

正 面



別紙写真7

背 面



別紙写真 8

側 面



